

## 広島県肝炎患者支援手帳作成方針（案）

平成 24 年 6 月 1 日  
広島県健康福祉局薬務課

平成 24 年度に作成する広島県肝炎患者支援手帳（以下「支援手帳」という。）について、次のとおり作成することとする。

## 1 目的

肝炎ウイルス検査により陽性となった者が、医療機関を受診し、治療及び検査を継続して行うことができるよう、患者が携帯する支援手帳を作成し、自身の健康管理に役立てることを目的とする。

また、ひろしま肝疾患コーディネーター等による肝炎ウイルス陽性者への保健指導にあたって、本支援手帳を活用し、対象者に交付することにより、肝炎ウイルス陽性者への受診勧奨及び要診療とされた者の継続的な受診に寄与する。

## 2 支援手帳の作成

### (1) 作成方法

支援手帳の作成については、肝臓専門医等で構成する広島県肝炎患者支援手帳作成検討委員会において具体的な作成方針、内容を協議した上で作成する。

### (2) 記載内容

支援手帳の内容については、次の事項を盛り込むこととする。

ア 肝疾患に関する医学的な知識に関すること

- ・肝疾患の原因、病態及び治療（副作用を含む）
- ・肝疾患関連の検査データ
- ・日常生活の注意点

イ 肝疾患に対する施策に関すること

- ・肝炎ウイルス検査
- ・肝炎治療費助成制度
- ・肝疾患診療連携体制

ウ その他肝炎患者に必要な事項に関すること

## 3 支援手帳の活用

### (1) 支援手帳の交付

次のような機会を活用し、対象患者に交付することとする。

- ア 保健所、市町による肝炎ウイルス陽性者への保健指導時
- イ 肝疾患専門医療機関における肝炎患者の診療時
- ウ 産業医による肝炎ウイルス陽性者への保健指導時
- エ その他必要と認める機会

### (2) 支援手帳の使用

支援手帳を交付された肝炎ウイルス陽性者等は、支援手帳の内容を理解し、自己の健康管理に役立てることとする。

### (3) 支援手帳に関する広報

県は、全ての肝炎ウイルス陽性者が支援手帳を活用できるよう、各種媒体を用いて、支援手帳に関する広報を実施することとする。